

各位

令和6年11月26日、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

改正建設業法説明会の開催について

(周知依頼文より抜粋)

建設業者団体 各位

お世話になっております。国土交通省建設業課です。

改正建設業法の説明会開催の御案内のため、御連絡差し上げております。

12月にその一部が施行される改正建設業法により、建設業界における価格転嫁協議のルールが見直されるとともに、ICT活用による現場管理の効率化などが求められます。

これを受け、国土交通省は、改正法の要点を解説する「改正建設業法説明会」を12月19日から順次開催します。本説明会では、8月に実施した説明会の内容を拡充し、法改正全体の概要に加えて、今回新たに施行される具体内容など最新情報を中心にご説明します。また、先進的な企業の事例も紹介し、建設企業が速やかに取り組むべき対応策を学べる内容としています。

なお、東京及び大阪会場では、建設企業に加え、民間を含む発注者向けの説明会も同時開催し、発注者が対応すべき内容についても解説します。

団体各位におかれましては、説明会開催の趣旨に御理解の上、会員企業等に御周知いただくなど、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

詳細は添付報道発表資料及び以下URLから御確認ください。

何卒、よろしくお願いいたします。

改正建設業法説明会特設HP (外部リンク)

<https://www.ari.co.jp/seminar/>

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課



令和6年11月21日
不動産・建設経済局建設業課

建設業法等の改正に関する説明会を全国5都市で開催 ～建設業者・発注者を対象に12月19日から順次開催（参加無料）～

国土交通省は、12月にその一部が施行される改正建設業法の内容を解説する説明会を全国5都市で開催します。初回は12月19日の東京会場で行い、その後全国で順次開催予定です。

12月にその一部が施行される改正建設業法により、建設業界における価格転嫁協議のルールが見直されるとともに、ICT活用による現場管理の効率化などが求められます。

これを受け、国土交通省は、改正法の要点を解説する「改正建設業法説明会」を12月19日から順次開催します。

本説明会では、8月に実施した説明会の内容を拡充し、法改正全体の概要に加えて、今回新たに施行される具体内容など最新情報を中心にご説明します。また、先進的な企業の事例も紹介し、建設企業が速やかに取り組むべき対応策を学べる内容としています。

なお、東京及び大阪会場では、建設企業に加え、民間を含む発注者向けの説明会も同時開催し、発注者が対応すべき内容についても解説します。

○参加申込み（委託先：(株)日本アプライドリサーチ研究所サイト内）

<https://www.ari.co.jp/seminar/>

○開催日程

▼建設業者向け

東京	令和6年12月19日（木）	14:00-16:00	浜離宮建設プラザ
大阪	令和7年1月17日（金）	〃	エル・おおさか
名古屋	令和7年1月23日（木）	〃	ウインクあいち
札幌	令和7年1月31日（金）	〃	札幌第1合同庁舎
福岡	令和7年2月5日（水）	〃	天神チクモクビル

▼発注者向け

東京	令和6年12月19日（木）	10:30-12:00	浜離宮建設プラザ
大阪	令和7年1月17日（金）	〃	エル・おおさか

【問合せ先】

不動産・建設経済局 建設業課 黒田、寺田、瀬口

TEL：03-5253-8111（内線24-758） 直通 03-5253-8277

